

# 認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

## 1. 事業所の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

グループホーム 和らぎ(以下「事業所」という)が行う事業は、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるように支援することを目的とします。

### (2) 運営方針

- ① 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行います。
- ② 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ 事業所は、認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。
- ④ 共同生活住居における従事者は、指定認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## 2. 事業所の概要

- ① 事業所名 : グループホーム 和らぎ
- ② 所在地 : 神奈川県南足柄市和田河原475-1
- ③ 電話番号 : 0465-72-1771
- ④ 事業所番号 : 1494300054
- ⑤ 設備概要

	室数	m <sup>2</sup>
居室	18	11.17
共同生活室	2	44.30
トイレ	6	—

- ⑥ 定員人数 : 18名(2ユニット)

## 3. 職員の職種、人数・勤務体制

- ① 管理者 : 1名(常勤兼務)  
事業所の従業者の管理及び事業の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 : 2名(常勤兼務1名・非常勤兼務1名(介護支援専門員))  
認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- ③ 介護職員 : 15名(常勤専従6名・常勤兼務2名・非常勤専従5名・非常勤兼務1名)  
介護職員は、事業所の業務に当たる。

#### 4. 協力医療機関

小田原矢作クリニック 大内病院 医療法人さくらぎ小田原歯科

#### 5. 利用料金

- 敷金2か月 前払い家賃1ヶ月 退居時修理預り金 73,000円
- 家賃 :59,000円/月
- 水道光熱費 :17,000円/月
- 食材料費 :1,350円/日(おやつ代も含む)
- 管理費 :26,000円/月
- その他:おむつ代、理美容費、嗜好品日用品の購入にかかる費用、電話使用料等は自費をご負担いただきます。
- 介護保険一部負担単位(1単価 10.14円)
  - ✓ 要支援2 :749単位/日
  - ✓ 要介護1 :753単位/日
  - ✓ 要介護2 :788単位/日
  - ✓ 要介護3 :812単位/日
  - ✓ 要介護4 :828単位/日
  - ✓ 要介護5 :845単位/日
  - ✓ 初期加算: 30単位/日(入居から30日間)
- 入居時に、敷金・前払家賃・退居時修理預り金と居室利用料金(家賃、水道光熱費、管理費)をお支払いいただきます。
- 月額設定されている居室利用料金につきましては、月の途中での入居の場合、1か月を30日として日割りで計算させていただきます。
- 退去時には当月居利用料金(家賃・水道光熱費・管理費)1か月を30日として日割りで請求させていただきます。
- 家賃等公租公課の増減、土地・建物の価格の上昇・低下その他の経済事情の変動により、または近隣の同種の建物の家賃に比較して不相当となったときは、家賃の増減を請求することができるものとする。

#### 6. 請求支払い方法

- 原則的に1か月分のご利用料金を一括して請求する月精算で、請求書は翌月10日以降に郵送させていただきます。
- お支払い方法は、当社が代金回収を委託している株式会社浜銀ファイナンスより代金回収をいたします。

#### 7. 入居対象者

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができます。

- ① 要支援2、要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であると医師からの診断があること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害のおそれがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 重要事項説明書に記載する事業所の運営方針に賛同できること。

## 8. サービスの内容

- ① 介護計画の立案
  - ・適切なアセスメントを行い、本人・代理人が望む生活が実現できるような介護計画作成を行います。
- ② 食事
  - ・利用者と職員が、できる限りの範囲で食事の準備・後片付けを行い、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生活していくことができるよう支援していきます。
- ③ 排泄
  - ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④ 入浴
  - ・利用者の身体の清潔を保ち、状況に応じて適切に介助を行うと共に、自立についても適切な援助を行います。
- ⑤ 生活介護
  - ・一人一人の生活リズムに合わせた支援をいたします。
  - ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ⑥ 生活相談
  - ・利用者及び代理人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
- ⑦ 行政手続き代行
  - ・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者や代理人の状況によっては代行します。
- ⑧ 機能訓練
  - ・離床援助・屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
- ⑨ 金銭の管理
  - ・お小遣いをご利用される場合は、事業者側で管理し、お小遣いの用途に関する明細をお渡します。
- ⑩ 記録の保存
  - ・サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管いたします。

## 9. 入居の手続き（必要な書類など）

- ① 介護保険被保険者証
- ② 健康保険被保険者証
- ③ 介護負担割合証
- ④ 身体障害者手帳（障害のある方）
  - ＜注意＞入居時に必要な資料は別途利用案内をご覧ください。

## 10. 退去の手続き

### (1)利用者からの退去の申し出（中途解約・契約解除）

退去を希望する日の2ヶ月前までに申し出てください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退去する事ができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合（ご家族とのご相談の上2ヶ月以上にわたる入院等）。
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい

不信行為、その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合。

- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業所からの申し出により退去していただく場合。

以下の場合には、事業所からの申し出で退去していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が病院に入院し、2ヶ月以上経過した場合、又は明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- ⑥ 利用者及び主介護人、並びにそれに関わる関係者等の行動が他の入居者様または事業所の職員の生命・身体・健康・財産(事業所の財物を含む)に危害を及ぼし、その危害の切迫した恐れがあり、かつグループホームにおける通常の介護方法及び接遇方法では防止することができないとき。
- ⑦ 利用者及び主介護人、並びにそれに関わる関係者等が事業者に対して契約書等に定めるサービスを超える過大なサービス提供を求め施設側の説明に同意を頂けない場合や職員等に対し威圧感的または差別的扱いをする等の不適切な行為が確認された場合。その他施設の重要な運営方針に同意を頂けず運営に支障や運営の妨害をするなど契約継続が困難と判断する時に本契約を解除することがある。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ① 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立又は要支援1と判定された場合
- ② 事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

## 11. 施設利用にあたっての留意点

① 面会

- ・面会時間 午前8:00～午後8:00(それ以外についてはご相談下さい。)
- ・インフルエンザの流行時など、面会時間・方法にご配慮頂く場合があります。

② 外出・外泊

- ・必ず行き先と帰園時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届け下さい。

③ 所持品の持ちこみ

- ・家具・衣類の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ち下さい。(備え付けの家具有り)
- ・季節毎の衣類の入れ替えは代理人等にてお願い致します。
- ・居室のカーテンは防災のものをご使用下さい。

- ④ 宗教・政治活動
  - ・施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。
- ⑤ ペット
  - ・ペットの持ち込みはお断りします。
- ⑥ 食べ物の持ち込み
  - ・衛生管理上、1回で食べきれぬ量でお願いします。
  - ・他の利用者への食べ物の譲渡は禁止させていただきます。
- ⑦ 造作・模様替え等の制限
  - ・事業者の承諾なく居室の造作・模様替え、鍵の取替えはお断りします。これに反した使用で破損した場合は賠償して頂きます。
- ⑧ 施設内は全面禁煙です。

## 12. サービス内容に関する苦情

- ・事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申立てや相談があった場合は、速やかに対応します。
- ・サービスについての苦情や相談がある場合は、以下までご連絡ください。

連絡先: グループホーム和らぎ

電話: 0465-72-1771

FAX: 0465-72-1772

※ 相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申し立て者に文書で報告します。

※ 事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

- ・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

連絡先: 南足柄市高齢介護課

電話: 0465-73-8057

連絡先: 神奈川県国民健康保険団体連合会

電話: 045-329-3447(苦情相談 直通ダイヤル)

## 13. サービスに関する公表

事業所は提供するサービスは介護保険法上、質と向上の為に第三者評価機関で評価を行っております。

第三者評価事業所: 株式会社 R-CORPORATION(アールコーポレーション)

第三者評価をした結果は《介護情報サービスかながわ》に、掲載されインターネットでいつでも閲覧が出来るようになっております。 令和5年度評価 実施日:令和6年2月9日 評価確定日 :令和6年4月11日

## 14. 退去時の援助

契約の終了により利用者が退去する際には、利用者及びその代理人の希望、利用者が退去後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な援助を行います。

## 15. 秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

## 16. 個人情報の保護

- ① 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。
- ② 事業所は、法令規則により公的機関に報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、その他、利用者が『個人情報の使用に係る同意書』にて予め同意しているもの以外に、利用者または代理人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ③ 事業所で作成し、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また、自費にて複写することもできます。

## 17. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ① サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ③ 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

## 18. 感染症対策

- ① 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、対策を検討する会議を必要に応じて開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底をはかります。また従業員に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を必要時に実施します。
- ③ 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 19. 介護事故発生の防止

- ① 事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備します。
- ③ 事業所は、事故防止のため従業員に対する研修を必要時に行います。

## 20. 事故発生時の緊急時等における対処方法

- ① 介護従事者は、利用者の事故及び病状等に急変が生じたときは、速やかに協力医療機関への連絡を行うと共に市町村・代理人等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行います。
- ② 事故発生時等の急変時に対して行った処置・対処等については詳しく記録に残します。

## 21. 非常災害対策

- ① 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ② 防災設備：防火設備、非常放送設備等、必要整備を設けます。
- ③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避

難訓練を年間計画で実施します。

## 2.2. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」と言う。)策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 介護従事者に業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び実施訓練を定期的(年2回以上)に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をします。

## 2.3. その他

### (1)通院・入退院時の送迎

緊急時を除き、協力医療機関以外への通院・入退院時の送迎は、代理人のご協力をお願いします。

### (2)入院時の対応

入院中の対応は、代理人でお願いします。

## 2.4. 当法人の概要

- ① 法人名 :有限会社 和らぎ
- ② 所在地 :神奈川県南足柄市和田河原625-3
- ③ 代表者・役職 :代表取締役 田代哲也
- ④ 電話番号 :0465-71-1718

平成 27 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 29 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 10 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 7 月 1 日 一部改訂 食事価格

令和4年10月1日一部改訂 10.(2)⑥⑦を追記

令和4年3月11日一部改訂 3. ①②③ 13.を追記 13.追記

令和 5 年 3 月 1 日 一部改訂 協力医療機関変更

令和 5 年 5 月 1 日 一部改訂 協力医療機関名変更

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂 介護報酬改定

令和 6 年 6 月 1 日 一部改訂 利用料改定

説明日 令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し同意をし 交付しました。

**【事業所】**

事業所名 グループホーム 和らぎ

氏 名 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け 同意して交付を受け取りました。

同意日 令和 年 月 日

**【利用者】**

住 所

氏 名 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との  
関係

\* 注意:原則として扶養者とします。

住 所

氏 名 印